○厚生労働省告示第三百四十二号

建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第四十四条の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十七条の十二の規定に基づき、送出事業主が講ずべき措置に関する指針（平成十七年厚生労働省告示第四百五十六号）の一部を次の表のように改正し、令和八年十月一日から適用する。

令和八年九月十四日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第二　送出事業主が講ずべき措置	第二　送出事業主が講ずべき措置
一　（略）	一　（略）
二　送出労働者の雇用の安定を図るために必要な措置	二　送出労働者の雇用の安定を図るために必要な措置
㈠～㈣　（略）	㈠～㈣　（略）
㈤　送出就業期間に係る賃金等の労働条件	㈤　送出就業期間に係る賃金等の労働条件
送出事業主は、送出就業中においても賃金等の労働条件は、労働契約等に基づき遵守しなければならないこと。	送出事業主は、送出就業中においても賃金等の労働条件は、雇用契約等に基づき遵守しなければならないこと。
なお、送出事業主は、受入事業主の倒産等により受入事業主から送出就業に係る対価の支払を受けていない場合等であっても、送出労働者に対して労働契約等に基づく適正な賃金を支払う必要があること。	なお、送出事業主は、受入事業主の倒産等により受入事業主から送出就業に係る対価の支払を受けていない場合等であっても、送出労働者に対して雇用契約等に基づく適正な賃金を支払う必要があること。
また、送出就業をすることを理由として送出就業期間に係る賃金等の労働条件を低下させることは、適当でないこと。	また、送出就業をすることを理由として送出就業期間に係る賃金等の労働条件を低下させることは、適当でないこと。
㈥・㈦　（略）	㈥・㈦　（略）
三～七　（略）	三～七　（略）
八　送出労働者の雇用の安定及び福祉の増進等	八　送出労働者の雇用の安定及び福祉の増進等
㈠　有期雇用送出労働者等について留意すべき事項	㈠　有期雇用送出労働者等について留意すべき事項
イ　送出事業主は、読替え後の労働者派遣法第三十条第一項の規定により同項第二号から第四号までの措置（以下「雇用安定措置」という。）を講ずるに当たっては、当該雇用安定措置の対象となる有期雇用送出労働者等（同項に規定する有期雇用送出労働者等をいう。以下同じ。）に対し、キャリアコンサルティング（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二条第五項に規定するキャリアコンサルティングのうち労働者の職業生活の設計に関する相談その他の援助を行うことをいう。以下同じ。）や労働契約の更新の際の面談等の機会を利用し、又は電子メールを活用すること等により、建設業務労働者の就業機会確保の終了後に継続して就業することの希望の有無及び希望する雇用安定措置の内容を把握すること。	イ　送出事業主は、読替え後の労働者派遣法第三十条第一項の規定により同項第二号から第四号までの措置（以下「雇用安定措置」という。）を講ずるに当たっては、当該雇用安定措置の対象となる有期雇用送出労働者等（同項に規定する有期雇用送出労働者等をいう。以下同じ。）に対し、キャリアコンサルティング（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二条第五項に規定するキャリアコンサルティングのうち労働者の職業生活の設計に関する相談その他の援助を行うことをいう。）や労働契約の更新の際の面談等の機会を利用し、又は電子メールを活用すること等により、建設業務労働者の就業機会確保の終了後に継続して就業することの希望の有無及び希望する雇用安定措置の内容を把握すること。
ロ・ハ　（略）	ロ・ハ　（略）
㈡・㈢　（略）	㈡・㈢　（略）
㈣　送出労働者の待遇の改善に向けた評価等	（新設）
送出事業主は、送出労働者の職務の成果等の評価、教育訓練及びキャリアコンサルティングの実施並びに就業機会の確保及び提供に当たって、その職務の成果等の向上により送出労働者の待遇が改善するよう、次の事項に留意すること。	
イ　受入事業主に協力を求めつつ、送出労働者の業務の遂行状況等を把握し、建設業務労働者就業機会確保契約や労働契約の更新の機会等の適切な時機に当該送出労働者の職務の成果等の評価を行うこと。また、送出労働者の希望に応じて、当該送出労働者に評価結果をフィードバックすること。	